施策の体系図

基本目標	重点項目	施策展開の方向
Ⅰ『改革』 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革	(1) 市民意識の醸成に向けた取組みの推進 (2) 男女共同参画に関する調査研究及び情報の収集・提供
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(1) 男女共同参画に関する教育・学習機会の充実 (2) 女性のエンパワーメントの学習支援
光市女性活躍推進計画		
Ⅱ『拡大』 あらゆる分野における女性の参画の拡大	3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 行政における女性の参画の拡大 (2) 事業所・団体等におけるポジティブ・アクションの促進 (3) 女性のチャレンジ等の支援 (4) 女性の人材育成及び情報の収集・提供
	4 地域における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における男女共同参画の推進 (2) 防災分野における男女共同参画の推進 (3) 環境その他分野における男女共同参画の推進
Ⅲ『活躍』 女性の活躍の推進と男女が共に働きやすい環境の整備	5 働く場における女性の活躍の推進	(1) 職業生活における女性の活躍の推進 (2) 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保 (3) 多様な働き方を選択できる環境整備と就業機会の創出 (4) 農林水産業や自営業等における労働環境の整備
	6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(1) 仕事と生活の調和のとれた生き方の普及 (2) 事業所等への啓発及び就業環境の整備 (3) 男性の男女共同参画の推進
	7 子育て・介護支援の充実	(1) 家庭や地域における子育て支援 (2) 保育環境等の整備・充実 (3) 母子保健サービスの充実 (4) 介護支援の充実
Ⅳ『健康』 男女が健康で安全・安心に暮らせる社会づくり	8 生涯にわたる心と身体の健康支援	(1) 生涯を通じた心身の健康管理の推進 (2) 性を尊重する意識の浸透と母性の保護 (3) 心身の健康を脅かす問題についての対策の推進
	9 安心して暮らせる環境の整備	(1) 高齢者が地域で安心して暮らせる体制の整備 (2) 障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現 (3) ひとり親家庭等に対する支援 (4) 子どもの安全確保と健全育成 (5) その他困難を抱えた人々への対応
	光市DV対策基本計画	
	10 男女間のあらゆる暴力の根絶	(1) 男女間の暴力を根絶するための基盤づくり (2) 早期発見と相談体制の整備・充実 (3) 被害者支援の推進 (4) DV防止対策推進体制の整備

※「基本目標Ⅱ」及び「基本目標Ⅲ」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

※「基本目標Ⅳ」の重点項目１０を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

成果指標（抜粋）

計　画　の　指　標	基準値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
男女の固定的な役割分担意識「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定しない人の割合	44.6%	44.6%以上
「社会全体」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	19.1%	19.1%以上
男女共同参画や女性の活躍などに関連するセミナーや講演会への参加者数	340 人	500 人
市の各種審議会等における女性の登用の割合	29.2%　○	40.0%
市の職員（病院局・水道局を除く）の管理職における女性管理職の割合	7.9%　○	7.9%以上
「地域活動」における男女の地位の平等意識が「平等になっている」と思う人の割合	36.3%	36.3%以上
25 歳から 44 歳までの女性の就業率	65.9%　☆	71.0%
マタニティ・ハラスメントを受けたことがある女性の割合	3.7%	減少させる
やまぐち男女共同参画推進事業者数（認定件数・累計）	11 件　○	16 件
地域の子育て支援拠点年間利用者数	13,763 人	14,500 人
「健康づくりの推進」への市民の満足度	35.4%	35.4%以上
介護予防事業の参加者数	2,156 人	3,450 人
ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）を受けたことのある人のうち、公的な相談窓口や電話相談に相談した人の割合	4.8%	4.8%以上

（○の基準値は平成 28 年度，☆の基準値は平成 22 年度）

計画の推進

この計画を総合的に推進していくためには、市の庁内外における推進体制の構築を充実させるとともに、市民や事業所、行政が一体となって取り組む必要があります。国や県、関係機関の動向を踏まえつつ関係機関と連携を図り、計画の円滑な推進に努めます。

【男女共同参画及びＤＶ等に関する主な相談窓口】

相談名称又は相談機関	場　所	相談日時	連絡先
女性の人権ホットライン	法務省全国共通人権相談ダイヤル	月～金曜日（平日） 8：30～17：15	0570-070-810
山口県男女共同参画相談センター ※ＤＶ（配偶者等からの暴力）ホットライン ※やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお	山口県婦人教育文化会館	月～金曜日（平日） 8：30～22：00 土・日曜日 9：00～18：00 ※相談ダイヤルあさがお 24 時間受付	083-901-1122 ※ＤＶホットライン（緊急用） 0120-238122 ※あさがお 083-902-0889
福祉総務課（保護係） ※ＤＶ（配偶者等からの暴力）に関する相談	あいぱーく光	月～金曜日（平日） 8：30～17：15	0833-74-3004
人権推進課（男女共同参画係）	光市役所		0833-72-1462
光警察署	光警察署		0833-72-0110

発行・編集　光市市民部人権推進課　男女共同参画係
〒743-8501　山口県光市中央六丁目１番１号
電 話：0833-72-1462　　FAX：0833-72-3919　　E - mail：jinkensuishin@city.hikari.lg.jp

第３次光市男女共同参画基本計画
概要版

男女（みんな）が共に活躍し、
一人ひとりの個性と能力が輝く
ゆたかなまちを目指して

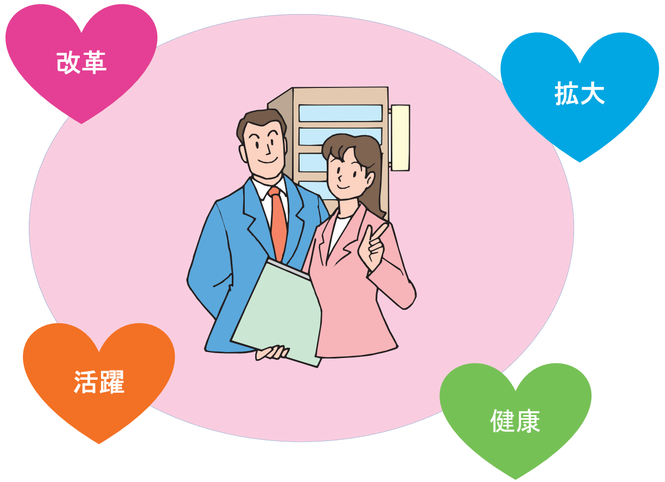

平成２９年３月

光　　市

「男女共同参画社会」とは

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野に参画し、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会が「男女共同参画社会」です。

家庭では

誰もが家族の一員として尊重され、お互いを支え合い、家事、育児、介護などを分担し、家族全員が力を合わせて家庭生活を築いています。

地域では

男女や世代等にかかわらず、誰もが地域の活動に積極的に参加し、心豊かで暮らしやすい地域づくりに貢献しています。

職場では

男女が共に働きやすく、能力が発揮できる職場環境の整備が進み、誰もが仕事と家庭、地域活動とのバランスを取って生き生きと働いています。

学校では

性別にとらわれることなく、子ども一人ひとりの個性を尊重しつつ、能力を伸ばし、思いやりと自立の意識が育まれています。

計画策定の趣旨

将来にわたって活力ある地域社会をつくるためには、女性の活躍を含め、男女がその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が必要です。市では２次にわたる計画に引き続き、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として「第３次光市男女共同参画基本計画」（平成２９年度から平成３３年度（２０２１年度）までの５年間）を策定しました。

計画の基本理念

市民一人ひとりが個人として尊重され、家庭や地域、職場や学校など、社会のあらゆる分野において男女が共に参画し、共に責任を分かち合うことのできる、ゆたかで活力に満ちた「男女共同参画社会の実現」に向け、

「男女（みんな）が共に活躍し、一人ひとりの個性と能力が輝く　ゆたかなまちを目指して」

を基本理念とします。また、基本理念を踏まえ「４つの基本目標」と「１０の重点項目」を定めます。

基本目標Ⅰ　改　革　*Kaikaku*

男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

重点項目１
男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

男女の人権が尊重され、男女の社会参画における自由な選択を妨げることのないよう、男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直しや、固定的な役割分担意識の解消に向け、きめ細かな意識啓発や情報の提供等により、市民意識の醸成に努めます。

重点項目２
男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

子どもから大人まで、生涯を通じて男女共同参画意識を持ち続けられるよう、家庭、地域、職場、学校において、男女共同参画に関する教育・学習を推進します。
また、女性が社会のあらゆる分野に参画し、能力が発揮できるよう、学習機会の提供・充実を図ります。

基本目標Ⅱ　拡　大　*Kakudai*

あらゆる分野における女性の参画の拡大

重点項目３
政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

行政が率先して政策・方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、様々な分野における女性の参画の拡大に努めます。

重点項目４
地域における男女共同参画の推進

地域の発展に向けた活力ある地域社会づくりを進めるため、地域活動や防災分野、環境分野など、地域におけるあらゆる分野での男女共同参画を推進します。

基本目標Ⅲ　活　躍　*Katsuyaku*

女性の活躍の推進と男女が共に働きやすい環境の整備

重点項目５
働く場における女性の活躍の推進

事業所等において女性の活躍推進の取組みを進めることにより、働く場における男女の均等な機会と待遇を確保するとともに、女性が働きやすい職場環境の整備の推進に努めます。

重点項目６
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事と生活の調和のとれた生き方の普及と職場環境の整備を推進するとともに、男性の男女共同参画の推進を図ります。

重点項目７
子育て・介護支援の充実

女性の活躍を推進し、男女がともに働きやすい環境を整備するため、家庭や地域において子育てを支援するとともに、行政における子育て支援制度や介護サービス制度の充実に努めます。

基本目標Ⅳ　健　康　*Kenkou*

男女が健康で安全・安心に暮らせる社会づくり

重点項目８
生涯にわたる心と身体の健康支援

男女の個人としての尊厳を重んじ、自ら健康な生活を営むことができるよう、健康に関する啓発や情報の提供に努めるとともに、各種保健事業や相談体制の充実を図ります。

重点項目９
安心して暮らせる環境の整備

性別や年齢、障害の有無に関わらず、市民が健やかに暮らせる「生涯現役社会づくり」の実現を目指し、経済的自立に向けた各種制度の利用促進や福祉サービスの充実に努めます。

重点項目１０
男女間のあらゆる暴力の根絶

男女間のあらゆる暴力の根絶を目指すため、関係機関との連携や地域における見守りを強化するなど、ＤＶに対する相談・保護・自立に至る切れ目のない支援体制の充実を図ります。